高教組HPにもUPしています。「兵庫高教組」検索

兵高教組　2026年9月25日
調査情報　10号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL：078-341-6745　FAX：078-351-3185
URL：http://www.hyogo-kokyoso.com
mail：honbu@hyogo-kokyoso.com

第２回人事委員会交渉実施[9 月 18 日]

「お伺いしたご意見を踏まえ、引き続き検討を進める」（局長）

9月18日、高教組は、兵庫教組とともに兵庫県人事委員会との交渉を行い、要求署名を提出し、その後に伝えられた事務局長の回答内容に対して、私たちの要求の切実さを訴え、10月中旬発表予定の兵庫県の人事委員会勧告がより良いものになるよう求めました。

高教組は75分会の団体署名を提出しました。昨年の78分会に迫る数です。署名未提出の分会は本部までお届けください。次回人事委員会との第3回交渉で提出します。

高教組・兵庫教組の主な要求への回答

＊再任用者の処遇改善を。特に一時金の支給月数を正規と同じに

国や他都道府県の状況を踏まえ、月例給を改善することとしている影響の分析を進めている。

＊未配置問題は深刻な状態である。効果的な解消策を県教委に求める勧告を

不足解消に向けた人材確保を含めた対策強化が重要であると考えている。言及内容は検討中。

＊諸物価高騰が原因で昇給の勧告が出されたのだから、住居手当等の引上げも勧告を

住居手当の兵庫単独での言及は困難。転居を伴う転勤の必要性から民間の支給状況を踏まえて、手当を新設した。国や他の都道府県の支給状況を踏まえて検討したい

＊常勤講師は正規教職員と同等に校務分掌を担っている。任用時から給料表の２級適用を

臨時的任用教員の職務の級については、その職務内容と責任に応じて県教育委員会が適切に設定を行うものと考えていますが、本委員会としてどのようなことができるか検討中。

＊夏季作業手当の新設を

神戸市は熱中症リスクのある環境での業務の危険性を鑑みて特殊勤務手当として夏季作業手当を創設したが、どの業務が特殊であるかを言及するのは困難。

両教組からの要求より

☆再任用職員は子の喜ぶ顔がやりがい。「やりがい搾取」にならないよう一時金の支給月数を正規並みに

☆未配置問題の抜本的解決を。特に若年職員の住居補助手当を民間の住居補助を参考に新設を

☆特別支援教育の重要性は年々増している中での調整額の切り下げは本当に納得できない

☆常勤講師は首都圏の都県市では赴任時より2級適用が行われている。兵庫県でも実施すべき

☆会計年度任用職員の任用回数、昇給上限撤廃を

☆夏季作業手当の必要性を県教委に伝えて欲しい

☆子育て支援休暇の拡充は子育て世代の教職員の願い。子育て世代を励ます勧告を

人事委員会三宅局長の再回答

ただいま皆様方から改めて重点的な要求とその趣旨、その他様々な現場のご意見をお伺い致しました。

現在、本年の勧告報告に向けて鋭意検討を進めている段階であり、現時点における私どもの回答については先ほど申し上げた通りです。本日お伺いしましたご意見も踏まえまして引き続き検討を進めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

谷口委員長のまとめのあいさつ

社会の変化に合わせて教育を変えようというようなことが進みつつありますが、今変えようとしていることは、実は数年後にはもう通用しないということもあると思います。短期的な変化によって、教育の方向性を変えられるのは辛いことで、時代が変わっても教育が大事にしなければならないことがあります。そういう観点からの勧告を期待しています。

第3回人事委員会交渉は10月上旬。日程決まり次第連絡します。

少しでも労働条件の改善を　そのためにあなたも高教組へ！